

●生活サポート総合補償制度 新型コロナウイルス感染症 特別措置について

平素より生活サポート総合補償制度を通じ、会員様及び関係者の皆様方にはひとかたならぬ御愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者数増加により、入院可能な病床数の減少が生じ、本来は入院が必要な患者様が入院できなくなる事象が、現実に発生しています。

この状況を踏まえ、医療機関の事情により入院できなかった場合等においても、所定の条件を満たしたときは、入院したものとみなして、生活サポート総合補償制度の入院給付金をお支払いします。

◆特別措置の内容

医療機関・医師の指示により、臨時施設（※）または自宅で入院と同等の療養をした場合は、入院したものとみなして、入院給付金をお支払いします。

※厚生労働省が2020年4月2日に、地方公共団体に対して、無症状・症状の軽い新型コロナウイルス感染者を「宿泊療養」、「在宅療養」とするための準備に関して通知しましたが、この「宿泊療養」のための宿泊施設を含みます

なお、冒頭記載の病床数の減少は、新型コロナウイルス感染者以外にも影響していることを踏まえ、この特別措置は、**新型コロナウイルス感染症以外の病気やケガをした被保険者様に対しても適用**します。

◆特別措置をする場合の保険金請求時に必要な書類

通常書類に加えて、次の①～③に関する医療機関・医師からの書面による証明が必要です。

- ① 入院と同等の療養が必要と判断し、臨時施設または自宅での療養を指示したこと
- ② 臨時施設の名称・住所
- ③ 臨時施設、自宅のそれぞれで療養した期間

今後も会員様の日常生活の中で、様々な危険を総合的に補償するための制度とし、より一層お力添えができるように努めてまいります。